

「いよし SDGs 応援団」ロゴマーク使用規約

1 目的

「いよし SDGs 応援団」ロゴマーク使用規約は、伊予市（以下「市」という。）が取り組む「いよし SDGs 応援団」制度に登録する企業、団体等が実施する取組等の拡大を目的に「いよし SDGs 応援団」ロゴマーク（以下「ロゴ」という。）の使用に関し遵守すべき事項を定めるものとする。

2 ログに係る権利の帰属

ロゴに関する一切の権利は、市に帰属するものとする。

3 ログを使用できる者

「いよし SDGs 応援団」の登録証を交付された企業、団体等（以下「登録者」という。）に限り使用を認めるものとする。

4 使用の条件

登録者は、次の①から⑤までに掲げる条件をいずれも満たす場合は、SDGs の普及啓発及び達成のため、ログを使用することができる。この場合において、市への使用申請は要しない。

- ① ログの変形、回転、色の変更、影付け、縁取り等の加工をして使用するものでないこと。
- ② 市及び応援団の信用、品位及びイメージを損ない、又は SDGs の正しい理解の妨げとなる活動に使用するものでないこと。
- ③ 法令又は公序良俗に反する活動に使用するものでないこと。
- ④ 特定の政治、思想、宗教等の啓発を目的とした活動に使用するものでないこと。
- ⑤ 第三者に賃貸、販売、譲渡する目的で使用するものでないこと。

5 使用に係る経費負担

ログの使用料は、無料とする。

6 使用の中止

登録者が「4 使用の条件」に反する使用を行った場合その他ログを使用することが適当でないと市が認めた場合、市は当該登録者に対し使用の中止を求めることができるものとする。なお、ログの使用が中止されたことにより当該登録者に損害が生じた場合であっても、市は一切の責任を負わないものとする。